

墨田区国民健康保険出産費資金貸付条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正の理由

平成21年度に出産育児一時金の医療機関等への直接支払制度が創設されたことにより、出産育児一時金の貸付実績が減少している状況に鑑み、墨田区国民健康保険出産費資金貸付基金の額を減額する。

2 主な改正内容

基金の額を「1,000万円」から「300万円」に改める。

3 施行日

平成29年3月31日